

# 新潟市森林整備計画書

計画期間

自 令和 2年 4月 1日

至 令和 12年 3月 31日

( 令和 4年 4月 1日 変更 )

新潟県新潟市

# 目 次

## I. 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1. 計画の対象とする森林 ----- 1
- 2. 新潟市の森林整備の現状と課題 ----- 1
- 3. 森林整備の基本方針 ----- 2
- 4. 森林整備の合理化に関する基本方針----- 4

## II. 森林の整備に関する事項

### 第1 伐採（主伐）に関する事項

- 1. 主伐に関する基本的事項 ----- 4
- 2. 樹種別の標準伐期齢 ----- 5
- 3. 伐採（主伐）の標準的な方法----- 5
- 4. その他必要な事項----- 8

### 第2 造林に関する事項

- 1. 造林に関する基本的事項----- 8
- 2. 人工造林に関する事項----- 8
- 3. 天然更新に関する事項 ----- 9
- 4. 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項 ----- 12
- 5. その他必要な事項----- 12

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1. 保育及び間伐に関する基本的事項 ----- 12
- 2. 保育の種類別の標準的な方法 ----- 12
- 3. 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 ----- 13
- 4. その他保育及び間伐の基準----- 14

|    |                                |          |
|----|--------------------------------|----------|
| 第4 | 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項           |          |
| 1. | 公益的機能別施業森林の区域及び                |          |
|    | 当該区域内における森林施業の方法               | ----- 16 |
| 2. | 木材の生産機能を重視する森林の区域及び            |          |
|    | 当該区域内における森林施業の方法               | ----- 17 |
| 第5 | 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項  |          |
| 1. | 森林経営管理制度に関する基本的な考え方            | ----- 17 |
| 2. | 意向調査や経営管理権の設定対象となる森林の考え方       | ----- 17 |
| 3. | 経営管理実施権設定の考え方                  | ----- 18 |
| 4. | 市町村森林経営管理事業の考え方                | ----- 18 |
| 第6 | 森林施業の共同化の促進に関する事項              |          |
| 1. | 森林経営の集約化の促進方針                  | ----- 18 |
| 2. | 森林施業等の集約化の促進方策                 | ----- 18 |
| 3. | 森林の施業又は経営の受委託を実施する上で留意すべき事項    | ----- 19 |
| 第7 | 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 |          |
| 1. | 作業路網の整備に関する基本的事項               | ----- 19 |
| 2. | 林道及び林業専用道に関する事項                | ----- 19 |
| 3. | 森林作業道に関する事項                    | ----- 19 |
| Ⅲ. | 森林の保護に関する事項                    |          |
| 1. | 森林病虫害の駆除又は予防の方法等               | ----- 20 |
| 2. | 鳥獣害の防止に関する事項                   | ----- 20 |
| 3. | 森林火災の予防の方法                     | ----- 20 |
| 4. | 火入れを実施する場合の留意事項                | ----- 21 |
| 5. | 伐採を促進すべき森林の所在                  | ----- 21 |

#### IV. 森林の保健機能の増進に関する事項

|              |    |
|--------------|----|
| 1. 保健機能森林の区域 | 21 |
|--------------|----|

#### V. その他森林の整備のために必要な事項

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 1. 森林経営計画の作成に関する事項      | 21 |
| 2. 森林の総合利用の推進に関する事項     | 21 |
| 3. 住民参加による森林整備の推進に関する事項 | 22 |
| 4. 森林経営管理権の設定状況         | 22 |
| 5. 計画期間における市町村経営管理事業計画  | 22 |

#### VI. 別表・参考資料

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 【別表1】 公益的機能別施業森林の種類別の区域   | 23 |
| 【別表2】 木材生産林の区域            | 25 |
| 【別表3】 森林経営計画（区域計画）に対応した区域 | 25 |

【付図1】（計画対象区域、ゾーニング区分）

【付図2】（森林経営計画（区域計画）に対応した区域）